

# 東京都交通局職員等表彰規程実施細目

昭和62年5月25日 62交職第233号

## 第1 規程第2条（局長表彰）関係

### 1 対象行為の範囲

#### （1）第1号関係（重大事故の防止等）

職務遂行に関連して、人命救助、重大事故の防止等旅客又は公衆の危難を免がれしめるについて、特殊な功績があったものを対象とする。

#### （2）第2号関係（非常時の模範行為）

風水害、地震、火災、その他の非常災害に際して、防災活動、防災作業等特に他の職員の模範とするに足るべきものを対象とする。

#### （3）第3号関係（職務に関して有益な研究、発明、考案又は改良）

職務に関連する発明、考案、改良等局事業の遂行上で、特に有益なものを対象とする。

#### （4）第4号関係（職務の内外を問わず名誉を高揚）

職務の内外を問わず自己の危難を省みず人命を救助する行為、犯人逮捕に協力する行為、火災消火行為等の行為又はこれと同等とみられる善行を対象とする。

#### （5）第5号関係（職務精励・成績顕著）

多年にわたって職務に精励し、その功績が顕著であり、特に他の職員の模範と認められたとき又は職務の遂行にあたって抜群の努力をし、成績顕著であり、特に他の職員の模範と認められたとき。

#### （6）第6号関係（その他）

職務外の行為により社会的に局の名声を高らしめたとき、その他特に必要があるものを対象とする。

### 2 選考方針

#### （1）一般方針

ア 局長が行う表彰であるので、それにふさわしい事績であること。

イ 被表彰者は常に職員の模範となるべき服務態度を保ち、今後も維持するものと思われるものであること。

ウ 表彰を行うことによって、職員の士気高揚に寄与するものであること。

エ その業績に対して他団体等より表彰があった場合は、原則として当該表彰が本表彰と比較して同等以上のものであること。

オ 表彰を受ける事績の基準となる功績は、年度によって不均衡を生じないようにすること。

#### （2）個別方針

##### ア 第3号関係（職務に関して有益な研究、発明、考案又は改良）

局提案制度及び都職員表彰による表彰を受けた案件については、原則として局長表彰の対象とはしない。

ただし、当該案件の局事業への貢献が際だつもの（特許取得案件等）については、重複受賞を認める。

##### イ 第4号関係（職務の内外を問わず名誉を高揚）

人命救助、犯人逮捕などの場合は、原則として、警察庁、消防庁などの関係他団体の表彰を受けていること。

#### ウ 第5号関係（職務精励）

- （ア）原則として、永年勤続者感謝状を授与されていること。
- （イ）受賞が所属職場内で他の職員から十分同意の得られるものであること。
- （ウ）同一部において、概ね所属職員1000名につき2名程度が目安であること。
- （エ）職員部長は、勤務成績優秀なものを対象とするため、推薦者に関する業績評価、勤務年数等の内規を定め、年度によって受賞に不均衡を生じないようにする。
- （オ）原則として、前年度以前に部長表彰（職務精励）を受賞していること。

#### エ 第5号関係（成績顕著）

- （ア）原則として、当該年度の行為であること。
- （イ）卓越した努力により、職務に関する改善に顕著な成果を上げるなどしたものであること。
- （ウ）局の事業に対する貢献度、サービスの向上、コスト削減効果等の業績や成果が数字で具体的に評価でき、十分な実績があると認められること。

### （3）表彰の単位等

- ア 同一行為に係る表彰対象者が、2名以下の場合は個人名で、3名以上の場合はグループ名等で表彰する。
- イ グループ名等で表彰する場合で必要と認めるときは、グループ等を構成する人数又は事業所等の数に見合う表彰状を発行することができる。

## 第2 規程第5条（表彰審査委員会）関係

### 1 東京都職員表彰（政策課題部門）に係る第一次審査

表彰審査委員会は、局長表彰に係る選考のほか、第5号関係（成績顕著）の中から、翌年度の東京都職員表彰（政策課題部門）の局推薦候補となる案件を選定する。

### 2 東京都職員表彰に係る最終審査

- （1）前項により選定された候補案件については、翌年度の東京都職員表彰の推薦直前に表彰審査委員会を開催し、局推薦案件として決定する。ただし、前項の第一次審査以後に東京都職員表彰（政策課題部門）の要件を満たした案件については、前項に定める第一次審査を経なくても、直接最終審査に諮ることができる。
- （2）東京都職員表彰の（1）以外の候補案件についても、表彰審査委員会において報告を行う。

## 第3 規程第11条（部長表彰及び所属長表彰）関係

### 1 対象行為の範囲

- （1）部長表彰要綱第2条に定めるもの及び所属長表彰要綱第2条に定めるものの範囲に限るものであること。
- （2）局提案制度及び都職員表彰による表彰を受けた案件については、原則として部長表彰及び所属長表彰の対象としない。

### 2 選考方針

- （1）一般方針及び表彰の単位等については、局長表彰の取扱いに準ずること。
- （2）表彰の件数については、概ね、部長表彰においては局長表彰の3倍程度、所属長表彰においては年度の総計が400名程度であること。

なお、上記件数は局全体の件数であるので、各部及び各事業所の職員数等を勘案（概ね、部長表彰においては、部の所属職員1,000名につき5～6名程度、所属長表彰においては、100名につき10名程度）のうえ、実施するものであること。

#### 第4 その他

その他定めのない事項については、職員部長に協議すること。

附 則（平成15年交職第1170号）

この細目は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年交職第1018号）

この細目は、平成20年2月13日から施行する。

附 則（平成23年交職第1440号）

この細目は、平成24年3月21日から施行する。

附 則（平成27年交職第1262号）

この細目は、平成28年1月25日から施行する。